

## 序章

### 21 世紀環境立国戦略

健全で恵み豊かな環境は、地球の悠久の歴史の中で育まれてきたものであって、その恵沢は、将来世代に継承し、世代間で共有すべきものです。しかしながら、環境負荷が環境の容量を超え、地球生態系のこれまでの均衡が崩れつつあり、このままでは、社会経済の持続的な展開に支障を来す懸念があります。地球環境問題は、人間の安全保障の問題とも密接に関連し、人類が直面する最大の試練と言えます。

こうしたなかで、平成 19 年 6 月 1 日に閣議決定された「21 世紀環境立国戦略」は、環境問題を「**温暖化の危機**」、「**資源枯渇の危機**」、「**生態系の危機**」という三つの側面から重層的、包括的にとらえ、これらを克服し持続可能な社会を実現するために、

1. **低炭素社会**（Low Carbon Society）に向けた取り組み
2. **循環型社会**を目指した取り組み
3. **自然共生社会**の構築

が重要であるとし、わが国の「自然との共生を図る智慧と伝統を現代に活かした美しい国づくり」や「環境保全と経済成長・地域活性化の両立」に向けて、幅広い関係者の参加と協働の下、一致協力して目標達成を目指す文化や価値観の確立を求めています。

昨年未からの未曾有の世界的な経済危機の中、各国において「グリーン・ニューディール政策」の推進がテーマとなっていますが、地域においても、持続可能な社会の確立に向けて、環境への対応を新しい成長の基軸としながら、産業構造の転換や地域社会の活性化、高齢化社会への対応などとの相乗的な効果を図っていくことがきわめて重要になってきています。

### 2020 年までの温室効果ガス削減中期目標と現状

京都議定書にもとづく温室効果ガス削減の第一約束期間（2008～2012 年）がスタートして 1 年、平成 21 年 12 月には新たに 2013 年以降の地球温暖化対策の国際的枠組み（ポスト京都議定書）を話し合う、気候変動枠組条約第十五回締約国会議（COP15）がコペンハーゲンで開催されることになっています。COP15 では、京都議定書後（2013 年～）の国際的な体制を作るために、先進各国の温室効果ガス削減についての中・長期目標の設定。

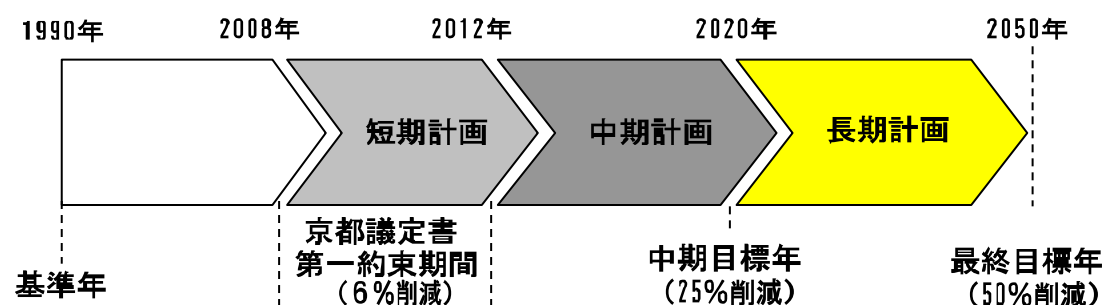
途上国に対する排出抑制義務の枠組みなどがテーマとなる見通しですが、政府は、2 月 6 日、2013 年以降の温暖化対策の国際的枠組みについて、気候変動枠組条約の事務局に提案を行ないました。その内容は以下のとおりです。

- (1) 共有ビジョン：2050 年までに世界全体で温室効果ガスを少なくとも 50%削減する。

- (2) 先進国：セクター別に削減可能量を分析した上で削減目標の数値を設定する。
- (3) 途上国：自発的な削減計画を提出し、主要途上国は排出量抑制のため数値を定めて超えないようにする。
- (4) 技術：産業別に専門家機関を設置し、移転が進むよう支援し、また知的財産権を保護する事業環境を整備する。

また、わが国は、COP15 に向けて 2020 年までの温室効果ガス削減中期目標値を平成 21 年 6 月に提示することにしており、平成 21 年 2 月に開かれた政府の「地球温暖化問題に関する懇談会」では、先進国全体で 2020 年に 1990 年比 25% の削減を想定したものなど、6 つの選択肢が示されました。

しかし、平成 20 年 5 月に環境省が発表した「2006 年度（平成 18 年度）の温室効果ガス排出量（確定値）」によると、わが国の温室効果ガスの総排出量は、90 年比で 6.2% の増加（CO<sub>2</sub> のみでは 11.3% の増加）となっており、京都議定書による 6% の削減目標達成についてもきわめて厳しい状況です。



## 中津川市における環境への取り組み

中津川市は、平成 14 年 6 月に「中津川市環境基本条例」を制定し、すべての市民の参加と協働により、環境への負荷を少なくするよう努め、豊かな自然の恵みを受けながら持続的に発展することが可能な循環型社会の実現、自然と共生できる社会の実現を目指すことを宣言しました。

その後、平成 17 年 2 月 13 日の山口村、坂下町、川上村、加子母村、付知町、福岡町、蛭川村との合併による新市誕生に伴い、平成 17 年 11 月には、中津川市自らが環境保全に関する行動を率先して実行することにより、環境への負荷の低減を図るとともに、市民、事業者の行う環境に配慮した自主的かつ積極的な取り組みを「全市環境 ISO 運動」と位置づけ、促進することを目的としつつ、国が策定した「京都議定書目標達成計画」における温室効果ガスの総排出量に関する数量的な目標と達成期限を定め、その達成を目標とする「第 4 次中津川市環境保全率先行動計画 -エコ・クリーンなかつがわ運動」(中津川市地球温暖化防止実行計画 2005)を策定しました。さらに、平成 19 年 3 月に、環境基本条例に基づいた総合的、計画的な環境施策の推進を目的とした「中津川市環境基本計画」を改訂し、「豊かな自然と独自の歴史・文化が光る、いきいきとしたふるさと中津川」を望ましい環境像と定め、持続可能な社会の実現を目指すために、市民・事業所・市の各主体が「自助力」「互助力」「公助力」により環境基本計画の着実な推進と目標実現を図る「全市環境 ISO 運動」をスタートさせています(目標期間:平成 18 年度～平成 27 年度までの 10 年間)。

環境基本計画では、先導的プロジェクトとして、

「ごみ減量・リサイクル・やろまいかプロジェクト」

「水環境づくり・やろまいかプロジェクト」

「環境学習・やろまいかプロジェクト」

「新エネルギー・自然エネルギー・省エネルギー・やろまいかプロジェクト」

「森林づくり・やろまいかプロジェクト」

の 5 つを選定しており、このうち「新エネルギー・自然エネルギー・省エネルギー・やろまいかプロジェクト」においては、基本目標を「自然にやさしい新エネルギーの活用」とした上で、

- ・地域新エネルギービジョンの策定
- ・環境家計簿の普及
- ・廃棄物エネルギーの活用
- ・住宅用太陽光発電の普及啓発
- ・**自然エネルギーの活用・導入(水力、太陽光、風力、バイオマス発電など)**
- ・公共施設への太陽光発電の導入

という 6 つの取り組みを示しました。本基本構想は、この取り組みの中の「自然エネルギーの活用・導入」の「水力発電」に関する中津川市の構想をまとめるものです。

このように、中津川市では、市民・事業者・市の各主体が協働しつつ（資料-1）、国や県の戦略、施策と連携を図りながら「低炭素社会」、「循環型社会」、「自然共生社会」の実現を目指しています。

### 資料-1 環境基本計画の基本的考え-各主体の役割

（出典：新中津川市環境基本計画/平成19年3月）

